

# 平成28年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年11月7日（月）午後2時 玉名市役所 4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	22番	小山久仁江
23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子
27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

18番 取本 一則 21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎  
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第69号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第70号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第71号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第72号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第73号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第74号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第25号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第26号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは皆様こんにちは。定刻となりました。ただいまから始めさせていただきます。

本日は、委員総数38名中、18番の取本委員、21番の田上委員から欠席の届出があっており、現在36名出席でございます。農業委員会会議規則第6条によりまして会議は成立しております。平成28年第11玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただき、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。外を御覧いただくとおわかりのとおり、非常にさわやかな秋晴れでございますけれども、大体稲刈りも99%ぐらい完了しているように見受けられますけれども、明日からまた午後雨の模様でございます。お互いに何かと忙しい時期と思っておりますけれども、ハウスにいたしましても、その他麦作なんかの弾丸引きとかいろいろ次々にみんな仕事をやっております。お互いに健康に留意しながら農業にも頑張ってくださいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますけれども、本日の議案は、議第69号より議第74号までの129件と、報告第25号より第26号までの81件が提案されております。どうぞ慎重なる御審議方よろしくをお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それから、本日の議事録署名委員は、35番の中村委員と36番の丸山委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議案審議に入りたいと思います。

議第69号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第69号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するも

のとする。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、福岡県福岡市と大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,541㎡外1筆、計3,655㎡を兄へ贈与するものです。

2番、両迫間と片諏訪の申請人で、申請物件が両迫間の田1,823㎡外1筆、計3,128㎡を親戚へ贈与するものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田286㎡外1筆、計1,497㎡を姪へ贈与するものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,588㎡を子へ贈与するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,003㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑265㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田647㎡外1筆、計1,140㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,414㎡外12筆、合計19,504㎡を子へ贈与するものです。

以上8件、合計31,780㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

それでは、1番より担当委員の説明をお願いいたします。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人、譲受人は兄弟であり、何ら問題ないと考えられますので、どうか審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。2番の件を報告します。

譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、両方とも農業をやっておられますが、86歳という高齢だもんで、譲受人のほうにお願いしますということで申請があったようです。下限面積、今度また増えるところで、許可の範囲内と思われしますので、

皆さん方の御審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。3番の件について説明します。

譲受人は姪であり、申請理由は姪への贈与でありますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。4番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子であり、農業者年金受給によるもので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○32番（出口京子君） 32番の出口です。5番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。

譲渡人は現在入所しており管理ができず、譲受人は親子でトマトで頑張っていて、相手方の要望でもあり、経営拡張で何ら問題はないと思われま。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、8番が同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。7番の案件について説明します。

譲渡人は左官をしていて労力不足です。譲受人は、長らくこの田を小作していて、相手方の希望もあり今回譲り受けるものです。問題はなく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） 8番もある、はい、それではお願いします。

○38番（村端一弘君） 8番の案件について申し上げます。

譲渡人、譲受人は親子関係にあり、何ら問題ないと思われま。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。皆さんより御質疑、御質問はござ

いませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第69号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第69号は許可することに決定しました。

次に、議第70号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第70号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、立願寺と松木の申請人で、申請物件が横島町の田2,235㎡を相手方の要望と新規就農により、平成28年11月7日から8年間契約するもので、次の2番と関連があります。

2番、天水町と松木の申請人で、申請物件が天水町の田846㎡外2筆、計3,359㎡を相手方の要望と新規就農により、平成28年11月7日から8年間契約するもので、前の1番と関連がございます。

すみません、訂正をお願いします。備考欄で、議第69号2番及び議第69号1番と関連と書いてありますが、これはこの議案のことですので、議第70号にそれぞれ御訂正をお願いします。

よろしくをお願いします。

3番、滑石と岩崎の申請人で、申請物件が滑石の田967㎡外2筆、計2,909㎡を相手方の要望と就労訓練により、平成28年11月7日から5年間契約するものです。

以上3件、合計8,503㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番と2番は関連をしておりますので、3番、清田が併せて御説明をいたします。

先々月ですね、9月6日に新規就農の審査会というふうなことで、横島地区と天水地区と玉名町地区の各農業委員さんと、農業委員会の事務局と申請者の株式会社マルエイさんと行政書士の間で、審査会が行われたというふうなことでございます。

まず、農業を始めるにあたりというふうなことで、昭和52年に生鮮食品の小売業店の創業というふうなことで、豊かな食生活に貢献すべきというふうなことで、現在17店舗ほどを展開中というふうなことでございます。

より地産地消の取り組みを進めるため、自社での農産物を生産を企画と、等々の御説明がありました。1番の横島町の圃場には、白菜とらっきょう、2番の天水の圃場には、従来よりマンゴー園でございますので、引き続きマンゴーの生産を行う計画というふうなことでございます。

現在は農業機械はトラックのみというふうなことでございますが、マンゴーの生産については、農業機械等は借用するというふうなことです。また、技術指導もあるというふうなことで、技術の習得も図っていくというふうなことで、1、2番と合わせて下限面積もクリアというふうなことでございますので、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） はい、4番、西畠です。3番の案件について説明します。

玉名町小学校の横にあります社会福祉法人若葉会さんからの農地を賃貸借される申請です。学校法人や社会福祉法人が、営利を目的としない就労訓練や教育目的のための取得は認められておりまして、今回借りられるのは、農作業による就労訓練を目的とされるものです。

先日、代表者の方々にも聴き取り調査を行いまして、許可後はにんにくとかタマネギとか作られるそうです。機械などは周りの人とか、その貸人たちが協力して一緒にするそうです。

以上、問題ないと判断しました。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、1番、2番、3番、詳しく説明がございましたけれども、皆さんから御質問などございませんでしょうか。

御質問、御意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、それでは採決に移ります。

議第70号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第70号については、許可することにいたしました。

それでは、次に、議第71号、農地法第3条、使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第71号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田448㎡外13筆、計25,639㎡を経営移譲のため、平成28年11月7日から20年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,077㎡外4筆、計8,253㎡を農業者年金受給のため、平成28年11月7日から10年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑19,392㎡外2筆、計19,616㎡を農業者年金受給のため、平成28年11月7日から10年間契約するものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑96㎡外9筆、計13,944㎡を農業者年金受給のため、平成28年11月7日から20年間契約するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,342㎡を農業者年金受給のため、平成28年11月7日から10年間契約するものです。

以上、5件、合計69,794㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1 番、どうぞ。

○8 番（松本恒幸君） 8 番、松本です。1 番の案件について御説明いたします。

貸人、借人は共に親子関係であり、今回子に経営移譲ということで話がありまして、共に一緒に農業をやっていくところをごさいますして、何ら問題ないと判断いたしましたので、よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2 番、どうぞ。

○24 番（徳井勝美君） 24 番、徳井です。

借人と貸人は親子関係で、申請理由といたしまして、農業者年金受給のためということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3 番、どうぞ。

○28 番（宇佐勝則君） 28 番、宇佐です。

貸・借人は親子で、農業者年金受給のためです。何も問題ないかと思います。許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4 番、どうぞ。

○29 番（今上公男君） 29 番、今上です。4 番の案件について説明いたします。

使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給によるもので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5 番、どうぞ。

○34 番（尾池秀實君） 34 番、尾池です。

貸人、借人は親子であり、農業者年金受給のためということで、何ら問題はないと思われまます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第71号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。



異議がないものと認め、議第71号については、許可することに決定しました。

次に、議第72号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第72号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の畑614㎡外1筆、計671㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が寺田の畑982㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が寺田の畑1,699㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所はないものと判断しております。

4番、申請物件が岱明町の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、第1種農地と判断しておりますが、第1種農地は原則不許可ですが、土地の周辺に居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続で許可可能でございます。

以上4件、合計3,852㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないもの判断し、提案申し上げます。また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明いたします。

場所は中の旧春出1区の公民館跡地の西側というふうなことでございます。東と西側は住宅地というふうなことで、南側が山林で竹林になっているというふうなことでございます。北側に市道が入っているというふうなことでございますが、そこに木造2階建ての6世帯というふうなことと、駐車場11台の建築に伴う申請というふうなことでございます。

現地調査で、排水、雨水等々、何ら問題はないというふうなことで許可相当でござ

ざいます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。先だつての地震でですね、母屋が長くは住めないということで、今度この申請をされたわけでございます。

この申請地は、市道が通っていて、市道の横には側溝もあり、給水はですね、玉名市水が上水道が入っています。何ら給排水問題なくて、許可相当と思います。

それから、3番の案件ですけれども、この太陽光発電施設がですね、本当にこれは良い場所でもったいないくらいの場所だったんですよ。もう百姓はあんまりでけんけんていうごたるふうでですね、この人はちょっと年配なので。今回そこに太陽光を設置するということでありまして、排水のほうもですね、側溝も通っていて、何ら問題ないと思ひまして、許可相当と思います。

以上です。よろしく。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。4番の案件について説明します。

申請人の浅地さんは、乳牛を900頭飼育する牧場ですね。親と一緒に生活しておりましたけれども、夫婦と子ども3人の5人では、それから御両親では、ちょっと手狭になってきましたので、すぐ家の前に500㎡の土地を購入したので、そこに家を建てたいということです。第1種農地ですけれども、隣が牧場と自分の父や母の家があり、それから、北と東にはおおとり幼稚園の駐車場がありますので、南側が市道が通っております。そういうところでぐるっと取り囲まれておる農地ということになります。それでちょっと低いので、1mぐらい嵩上げをして家を建てるということです。

給水は地下水を組み上げて利用する。排水は合併式浄化槽を設置して、市道のほうの側溝に流す。雨水は自然浸透させるということです。何ら問題点は見つかりませんでしたので、許可相当だと考えられます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から4番まで担当委員の説明が終わりました。皆さん、御質問、御意見などありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

議第72号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第72号については、許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第73号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第73号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑323㎡で、転用目的は自家用及び貸駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途内の区域で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑56㎡外1筆、計431㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が築地の畑239㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が築地の畑186㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が寺田の畑2.84㎡外1筆、計254.84㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が寺田の畑2,163㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が大倉の畑1,551㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が岱明町の田1,058㎡で、転用目的は、駐車場及び運動場です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町の田375㎡外1筆、計482㎡で、転用目的は個人住

宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が横島町の田866㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が横島町の畑680㎡で、転用目的は農業用倉庫兼住宅です。農地区分は、第1種農地と判断しております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

以上11件、合計8,233.84㎡を御提案申し上げております。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案申し上げます。また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番よりどうぞ。

○4番（西島めぐみ君） 4番、西島です。1番の案件について説明します。

場所はホテル白鷺荘の南側で、玉名鉄砲店の隣になります。両方とも住宅になっていて、申請地は譲受人の住まいに隣接して、自家用駐車場及び貸駐車場として使用するものです。雨水については自然浸透とし、余り水は敷地内に設けるU字溝によって市の側溝に流す予定で、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、3番、4番まで、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番の案件について説明します。

申請人は荒尾中央病院の看護師として勤務されて、ただいま山田のアパートに住んでおられて、現住所に近いところに住居を構えたいということで申請です。場所は糠峯団地の西側150mぐらいのところ、玉名バイパスのすぐ南です。土地が道路よりもちょっと下がってるので、盛土をして、1mぐらい盛土されると思いますが、そして、雨水は道路の市道の側溝へ流すそうです。

建物は木造平屋建ての74.5㎡で、給水はボーリングをして浄水を確保すると、汚水と生活雑排水は、道路の北側の下水管へ接続する予定で、周りに農地は西側と南側にありますが、なるべく道路に近いところに家を建てるとということで、農地に影響のないようにするというので、現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから、3番の案件について御説明いたします。

申請人は保育士をされて、現在築地のアパートに在住だそうです。個人住宅をとの思いで申請で、場所は玉名バイパスの北側100mくらいで、四十九池神社の近くです。建物は木造平屋建て1棟で51.04㎡、給水は公共上水道を利用し、雨水は雨水枡を設置して道路側溝へ放流、汚水と生活雑排水は公共下水道へ接続、西側と北側は個人住宅、南と東側は市道ということで、農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

4番の案件について説明します。

申請人は不動産業をされ、近隣住宅の駐車場不足に伴う貸し駐車場設置のための申請です。場所は玉名バイパスの北側で、150mぐらいのところですね。レイクサイドゴルフ練習場ですかね、練習場の東側です。工事は砂利敷きの駐車場で、給水はなく、雨水は雨水枡を設置して、余り水を市道の側溝へ放流するというので、周りには農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。5番の案件について説明します。

この2人もですね、親子でありまして、たまたま本家のすぐ横に家があったもので、子どもさんが帰ってきて、そこに住宅を建てるということでありました。市水も通っており、それから市道も走っており、給水、排水も問題ないと思ひまして、許可相当と思ひます。

それから、6番の案件について説明します。

この人たちも親子関係でありまして、今度もう農業をやめる方向に持っていかれております。それで、そのみかん畑を開墾して太陽光発電施設を造るという予定でありまして、排水のほうがちよっと南側がですね、ちよっと下がっていて問題がありましたので、一応現地調査のときにですね、市の職員さん、それから地元の農業委員さんたちと話しよって、これはブロック1段でも砂止めといいますか、雨水の止めにしたらどうかということで話しましたら、「はい、そういうふうにします」ということでありましたので、これも許可相当と思ひます。

それから、7番の案件ですけれども、これは露天の資材置場にするということでもありますけれども、まずは入り口のほうを整備して、あとであとの場所を整備するというので、この国道208のヒライの弁当のすぐ西側になるということ、これも給排水は玉名市の上水道と、排水は側溝へ流すということ、何ら問題ないと思ひまして、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。8番の案件について説明します。

この岱明町上80番地の60の土地は、睦合保育所のすぐ隣にありまして、すぐ近くに睦合小学校もあり、県道が通っております。その県道に面して睦合保育所があったんですが、睦合保育所が今度玉名市から民営化されるということで、ここの社会福祉法人天水福祉事業会というのが引き継ぐわけです。事業をちょっと拡大したい。職員数が12名から16名ぐらい、それから、入所児童定員が60名、ちょっと拡大して保育所を始めたいということです。それでちょっと手狭になりますので、この睦合保育所に隣接する南側の土地を購入したい。そしてそこに駐車場と運動場を設けたいという申し出です。

実際見に行きましたところ、そこは農地としてはあんまり使われていませんが、一応耕してはありました。そして、周りには元すぐ近くに池がありましたので、池のその排水溝がズラッと玉名市のほうでいけてありまして、排水については全然心配がない。それから、県道のほうの排水溝もありますので、三方が全部水路ができていくということでございます。そして、この利用するところが、駐車場と運動場ですので、別に問題点はないと思います。特に雨水あたりは地下浸透ということですから、雨水のことがちょっと懸念されますが、それも別に問題ではありませんので、許可相当だと思われます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、9番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） 22番の小山です。9番の案件について説明します。

申請地は岱明町の西側のほうにあたります。第2種農地です。使用貸人と借人は親子で、転用目的は、個人住宅建築のための転用です。申請地の北側は道路、東側と西側はそれぞれ田と畑で、南側は使用貸人の農地となっております。

申請地は北側の道路より低いため、70cmほど盛土をし、東側と西側の境界には擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐようになっております。もともとは水田だったところなので、地下には農業用水の配管が埋設されていて、隣の田にも接続されているので、それを損壊しないように細心の注意を払って工事を進めるということです。

給排水については、給水は市の上水道で、生活雑排水と汚水は合併浄化槽を設置して処理。雨水は溜め枡で濾過します。申請地の両隣の所有者とは境界の立会いを済ませており、問題なく許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、10番、11番、続けてどうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。10番、11番について説明します。

まず、10番ですが、申請人は大牟田市に住む会社員で、太陽光発電施設、駐車場、資材置場に転用する計画です。申請地隣地に既に太陽光発電施設を運営しておりますが、周辺の家屋の影響で南側パネル部分の採光率が悪いため、既存パネルの一部を移設したいと考えており、今回新設するパネルと合わせて申請地に設置されるということです。雨水は地下浸透させ、生活雑排水は生じず、周囲に土留めブロックを設置するとのことで、転用に関して何ら問題なく、許可相当と考えております。

11番ですが、申請人は横島町で農業を営んでおり、申請地を農業用倉庫兼住宅に転用する計画です。建物1階を農業用倉庫、2階を住宅として建設予定です。給水は隣地の父の家の井戸を利用し、雨水は雨水枡を設置し、既設排水路に生活雑排水に関しては、農業集落排水施設の施設に流入させるそうです。造成に関しては、周囲をブロック擁壁で囲み、被害防除に努めるとのことです。今回の転用に関しては、何ら問題なく許可相当と考えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第73号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第73号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第74号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第74号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。今回は15ページから24ページまでの集積でございます。

所有権移転が5件28,241㎡、利用権設定が93件、332,666㎡で、合計98件、360,907㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

議第74号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第74号については、原案どおり決定することになりました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第25号、26号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 25ページでございます。

報告第25号、農地の賃貸借及び農地の使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

25ページから45ページまでの80件、計243,803㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、46ページ、報告第26号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成28年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1件の届出を受理しております。

以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。

何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問ないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。



-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） また、その他に移りますけれども、この総会後に運営委員さんはちょっとその場におとどまりいただきたいと思います。

皆さんより何かその他のことで何かございませんでしょうか。

○事務局長（福田高広君） 先月総会の時点で質問が入りました年金の件でございます清田委員さんから、農業者年金の加入状況について調べといてくれということがありましたので、御報告いたします。

ちょっとわかりづらいので農協単位で行っておりますので、旧玉名市のJAたまな関係が25名、それと大浜農協関係が20名、それから、岱明地区が16名、横島地区が110名、天水地区が87名、合計258名の農業者年金加入者数でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議をいただきましてありがとうございました。

本日の提案審議、全てこれをもちまして閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後2時52分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年11月7日

玉名市農業委員会会長          永田 知博

農 業 委 員                      中村 亘

農 業 委 員                      丸山 陽治